

2021年11月6日

9条の会・おおがき 17周年総会記念講演

# 隠される政府の情報 盗まれる個人の情報

弁護士 濱 鳶 将 周

# 10月31日 衆議院総選挙結果

与野党	政党	解散時				2021総選挙結果										
		選挙区	比例区	合計	率	選挙区	(前回比)	比例区	(前回比)	合計	(前回比・数)	(前回比・%)	議席占有率	与党：共闘野党	改憲勢力：護憲勢力	
与党	自民	210	66	276	59.4%	189	△ 21	72	6	261	△ 15	95%	56.1%	63.0%	71.8%	
	公明	8	21	29	6.2%	9	1	23	2	32	3	110%	6.9%			
野党	維新	3	7	10		16	13	25	18	41	31	410%	8.8%		26.0%	
	国民	6	2	8		6	0	5	3	11	3	138%	2.4%			
	共闘野党	立民	48	62	110		57	9	39	△ 23	96	△ 14	87%	20.6%	23.7%	
		共産	1	11	12		1	0	9	△ 2	10	△ 2	83%	2.2%		
		れいわ	0	1	1		0	0	3	2	3	2	300%	0.6%		
		社民	1	0	1		1	0	0	0	1	0	100%	0.2%		
	NHK	1	0	1		0	△ 1	0	0	0	△ 1	0%	0.0%			
	諸	0	1	1		0	0	0	△ 1	0	△ 1	0%	0.0%			
	無	7	5	12		10	3	0	△ 5	10	△ 2	83%	2.2%			
			285	176	461		289		176		465					

(欠員4)

# 安倍・菅政権を振り返る(1)

## 解釈改憲とそれに基づく改憲立法

- ・ 2014年7月 集団的自衛権の行使一部容認を閣議決定
- ・ 2015年9月 集団的自衛権の一部行使を可能とする安全保障関連法（戦争法）を制定
- ・ 2016年12月 南スーダン国連平和維持活動に参加する陸上自衛隊部隊が安保関連法に基づく駆け付け警護の運用開始
- ・ 2019年12月 中東海域への海自護衛官と哨戒機の派遣を閣議決定
- ・ 2020年9月 敵基地攻撃能力保有の結論促す安倍首相談話

# 安倍・菅政権を振り返る(2)

## 実質的改憲につながる周辺諸法の制定

- ・ 2013年5月 マイナンバー法（共通番号制度）を制定
- ・ 2013年12月 国家安全保障会議（NSC）を発足
- ・ 2013年12月 特定秘密保護法を制定
- ・ 2014年6月 国民投票法（改憲手続法）を制定
- ・ 2017年6月 共謀罪の趣旨を盛り込んだ改正組織的犯罪処罰法を制定
- ・ 2020年4月 新型コロナ対応特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出
- ・ 2021年4月 国民投票法（改憲手続法）を改訂
- ・ 2021年5月 デジタル庁創設を含むデジタル改革関連法（デジタル監視法）を制定
- ・ 2021年6月 重要土地調査規制法を制定

# 安倍・菅政権を振り返る(3)

## 立憲主義を支える人事への介入

- ・ 2013年8月 内部昇格の慣例を破り、内閣法制局長官に小松一郎駐仏大使を起用
- ・ 2014年1月 NHK会長に萩井勝人氏が就任
- ・ 2014年5月 中央省庁の幹部人事を一元管理する内閣人事局が発足
- ・ 2017年1月 出身枠、日弁連の推薦のふたつの慣例を破り、最高裁裁判官に山口厚東京大学名誉教授を指名
  - (・ 2020年5月 検察庁法改正案の成立を目指すも、断念)
- ・ 2020年10月 日本学術会議が推薦した新会員候補のうち6人の任命を菅首相が拒否

# 安倍・菅政権を振り返る(4)

## アベ政治がつくり上げてきたもの

- **明文改憲によらない実質的改（壊）憲**
  - ・ 解釈改憲
  - ・ 憲法体制を破壊する周辺諸法の制定と憲法体制を支える周辺諸法の破壊
    - ・ 憲法体制を支える慣習（法）の破壊
    - ※ 明文改憲も諦めていない。
- **戦争の有無にかかわらず戦時体制づくり**
  - ・ 官邸主導、トップダウン
  - ・ 警察国家、監視社会・マジックミラー社会、忖度社会
  - ※ 官僚と4つのカウンターパワー（司法・大学・労働組合・マスコミ）の攻略、弱体化。
- **新自由主義**
- **国家の私物化**

# 機能しない情報公開(1)

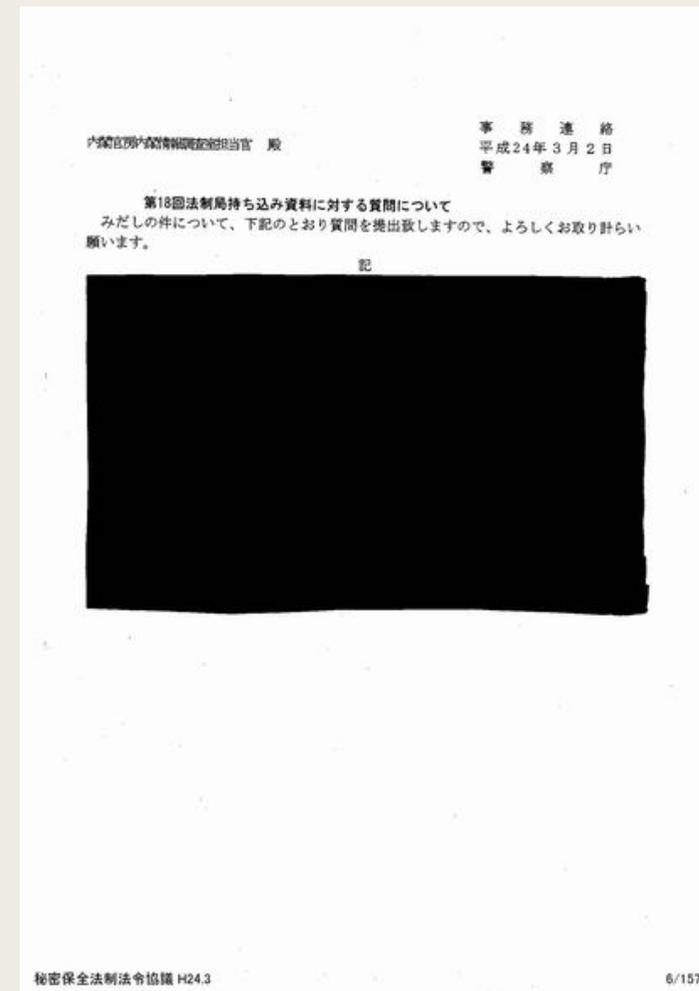
○ 民主党政権下では、情報公開法改正法案が提出されたが...

2012年11月の衆議院解散に伴い廃案

その後、自民党が政権に返り咲き、情報公開法改正の動きは完全に頓挫

秘密保護法の法令協議についての情報公開請求を試みたら...

(2012/3/26 NPO法人 情報公開市民センター)



# 機能しない情報公開(2)

重要土地調査規制法の  
法令協議についての情報  
公開請求をしてみたら...  
(2021/6/2 NPO法人 情報公開市民  
センター)

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する  
法律案についての質問様式

府省庁名	内閣官房国家安全保障局	担当者名	■■■■
問番号	1	TEL (直通)	■■■■
対象条項	第一条	E-Mail	■■■■
質問の内容			
■■■■ ■■■■ ■■■■			
内閣官房回答欄			
■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■			

府省庁名	内閣官房国家安全保障局	担当者名	■■■■
問番号	2	TEL (直通)	■■■■
対象条項		E-Mail	■■■■
質問の内容			
■■■■			

## 機能しない情報公開(3)

### 不開示の理由は、一見よく似ているが...

「秘密保全法制に関する関係省庁相互間における審議、検討若しくは協議の具体的な内容が記載されている部分については、現在も政府において引き続き法案化作業が進められており、公にすることによって、国民の間に未成熟な情報に基づく混乱を不当に生じさせるおそれがあり、また、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、それにより今後の法案化作業に支障が及ぶなど、当室の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもある」（情報公開法5条5号、6号に該当）

「質問の内容及び内閣官房回答については、審議、検討又は協議に関する情報であって、忌たんのない意見交換が行われることが多く、公にすることによって、本法のみならず、将来制定される法律の条文が形成される過程において、関係省庁間の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるほか、関係省庁の将来の政策の方向性や政府部内の当該政策課題に対する考え方の懸隔について、無用な誤解や憶測などを招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。」（情報公開法5条5号に該当）

# 機能しない情報公開(4)

この9年でさらに後退した！

## ○ 秘密保護法

情報公開請求は法案国会提出前の2012/3/26。2013年に法案が閣議決定、国会に提出されると、多くを開示。

後に「不当な混乱」の主張を引っ込め、不開示情報については、「諸外国との信頼関係を害する恐れ」（情報公開法5条3号）という別の不開示事由に差し替え。

## ○ 重要土地調査規制法

情報公開請求は法案国会提出後の2021/6/2。不開示決定が出たのは法制定後の21/8/6。

（2021/3/26衆議院受理、6/1衆議院可決、6/1参議院受理、6/16参議院可決→成立）

「不当な混乱」のおそれは未来永劫続く？

## 秘密保護法（「特定秘密の保護に関する法律」）

- ・ 「我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（①「防衛」、②「外交」、③「特定有害活動の防止」、④「テロリズムの防止」の4分野）を新たに「特定秘密」に指定し、
- ・ 「特定秘密」を扱う人に「適性評価」を実施し、
- ・ 「特定秘密」を漏らした人（故意、過失）（未遂も処罰）、知ろうとした人（独立教唆、扇動、共謀）は厳しく処罰する。

## 共謀罪法（「テロ等準備罪」を新設する「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」）

- ・ 二人以上の者の間で違法な行為（277種類）を行うことの合意そのものを処罰する。
- ・ 既遂－未遂－予備よりさらに前の「共謀」段階で処罰する。
- ・ 二人以上の会話や通信を組織や集団として事後評価することになる。
- ・ 過去に起こった犯罪の証拠の収集と被疑者の特定のための捜査から、将来の共謀を予測した捜査への変容。

# マイナンバー法

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)

マイナンバー

民間利用

マイナンバーカード



利用範囲拡大

名寄せ

マイナンバーに、  
税、社会保障分野  
の個人情報が紐付  
けられる

紐付けられた個人情報が多いほど  
漏えいの被害甚大・回復不能

情報漏えい

監視国家

個人情報を一元管理でき、  
犯罪捜査名目で、容易に  
個人情報の収集が可能

成りすまし

多くの個人情報が集まれば  
成りすましも容易に！

プロファイリング

本人の預かりしらない  
イメージが形成されてしまう

秘密保護法 + 共謀罪法 + マイナンバー法 = ?

# マイナンバー法違憲訴訟にご支援を！

○ 名古屋のほか、仙台、新潟、金沢、東京、横浜、大阪、福岡の8グループ、合計約500人もの原告団が提訴。

○ 原告らは、マイナンバー制度が憲法13条で保障される自己情報コントロール権（※）を侵害しているとして、国に対し、

- ・ 原告らのマイナンバーの収集、保存、利用、提供の禁止
- ・ 保存している原告らのマイナンバーの削除

などを求めている。

（※）自己情報コントロール権

＜開示等されない自由＞

個人に関する情報をみだりに開示、公表、収集、管理、利用されない自由

＜接続されない自由＞

自己の意思に反して、個人に関する情報を脆弱なネットワークシステムに接続されない自由

○ 第一審地裁判決はいずれも敗訴。控訴審仙台高裁、名古屋高裁（2021/10/27）も敗訴。

# デジタル時代のプライバシー

- 一国の全国民の個人情報が入ったUSB1本に収まり得る。
- アメリカ型監視社会（スノーデン氏の告発）  
中国型監視社会（顔認証システムと連動した監視カメラ網、統一的な社会信用システムの構築）
- アルゴリズム・AIを使った予測
  - ↓
  - ・ アルゴリズム・AIによる、伝統的な差別形式の再生産・助長
  - ・ 信用スコアによる、等級・格差社会化

# デジタル関連法(1)

## 概要

### 6本の一括法（2021年5月12日、成立）

- ①デジタル社会形成基本法（施行期日 2021/9/1）
- ②デジタル庁設置法（2021/9/1）
- ③デジタル社会の形成を図るための関係法律約60本の改正法案をまとめた整備に関する法律（2021/9/1 ただし、個人情報保護制度見直しは公布日から1年以内）
- ④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（公布日から2年以内）
- ⑤預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（公布日から3年以内）
- ⑥地方公共団体の情報システムの標準化に関する法律（2021/9/1）

# デジタル関連法(2)

## ①デジタル社会形成基本法（政府説明）

- ・ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする
- ・ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定

\* 高度情報通信ネットワーク社会→データ利活用により発展するデジタル社会

\* ネットワークの充実+国民の利便性向上を図るデータ利活用（基本理念・基本方針）

- ・ デジタル庁の設置

（※）デジタル社会を形成するための基本原則

- ①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献

## デジタル関連法(3)

### ②デジタル庁設置法（政府説明）

- ・ 強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織  
基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ・ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進
- ・ 内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）  
デジタル大臣のほか、特別職のデジタル監等を置く



デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上

# デジタル関連法(4)

## ③整備法（政府説明）

- ・ 個人情報関係3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを設定、所管を個人情報保護委員会に一元化（個人情報保護法改正等）
- ・ 押印・書面手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
- ・ 医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ・ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ・ 本人同意に基づく署名検証者への基本4情報の提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載（公的個人認証法改正）
- ・ 転入地への転出届に関する情報の事前通知（住民基本台帳法改正）
- ・ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、地方公共団体情報システム機構法改正）



官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進、マイナンバーの情報連携促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等

## デジタル関連法(5)

④公的給付のための紐づけ法（政府説明）

⑤意思に基づく紐づけ法（政府説明）

○ ④公的給付のための紐づけ法

- ・ 希望者において、マイナポータルからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようにする
- ・ 緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする



国民にとって申請手続の簡素化・給付の迅速化

○ ⑤意思に基づく紐づけ法

- ・ 本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナポータルからも登録できる仕組みを創設
- ・ 相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを創設



国民にとって相続時や災害時の手続負担の軽減等の実現

# デジタル関連法(6)

## ⑥標準化法（政府説明）

- ・ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、自治体に対し、当該基準に適合した情報システムの利用を義務づけ（基金を創設し、国が地方自治体を支援）

- ・ 2025年度までに主要17業務（※）の情報システムの標準化を完了させる

（※）児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援



地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性  
向上

# 重要土地調査規制法(1) (「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」)

## 概要

- ・ 安全保障上の「重要施設」周辺概ね 1 km の区域や「国境離島等」を「注視区域」に指定し、その中で特に重要とみなすものを「特別注視区域」に指定。
- ・ 政府は、「注視区域」内にある土地・建物の利用状況を調査できる（情報を収集し、報告を求める。）。

「特別注視区域」では、一定以上の面積の土地売買について、氏名、取引の目的等の事前届出を義務づける。虚偽報告や無届けの場合は処罰対象。

重要施設等の「機能を阻害する行為」等に対して、行為の中止または「その他必要な措置」を勧告・命令できる。命令に従わない場合は処罰対象。

# 重要土地調査規制法(2)

## 問題点その1～定義の曖昧さ

- ・ 注視区域指定の要件である「重要施設」とは？
  - ① 自衛隊の施設（「基地」に限られない。）と在日米軍の施設
  - ② 海上保安庁の施設
  - ③ 生活関連施設＝国民生活に関連を有する施設であって、その機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体または財産に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるもので政令で定めるもの
- ・ 利用中止勧告等ができる「重要施設」の「機能を阻害する行為」とは？

どのような行為なのかは、政府が定める基本方針に委ねる。
- ・ 調査の対象者のどのような情報を調べるのか？

氏名、住所その他政令で定めるもの
- ・ 調査の対象者としての「その他の関係者」とは？

「政令で定める」という規定すらない。
- ・ 勧告・命令の内容である「その他必要な措置」とは？

「政令で定める」という規定すらない。

# 重要土地調査規制法(3)

## 問題点その2～住民監視の根拠法

- ・ 重要施設周辺の土地・建物利用者の個人情報ほとんど収集され、監視される

重要施設の機能を阻害するおそれがあるかどうかを判断するためには、利用者の住所、氏名だけでは不十分。職歴や活動歴、検挙歴や犯罪歴、交友関係や所属団体、さらに思想信条etc.の情報が必要となるはず。

- ・ 具体的な違法行為がなくても特定の行為を規制できる

重要施設周辺や国境離島等に住んでいたり、仕事や活動で往来したりする者に対して、「機能を阻害する恐れ」があれば、その行動を規制できる。かつ、その規制に従わなければ、処罰し得る。「機能を阻害する」行動とは、違法行為に限られない。

- ・ 「関係者」に密告を義務づけ、地域や活動の分断をもたらす

重要施設周辺等の土地・建物の所有者・利用者の利用状況を調査するために、「利用者その他の関係者」に情報提供を義務づけている。「関係者」は従わなければ処罰されるから、監視活動や抗議活動をする隣人・知人の個人情報を提供せざるを得なくなり、地域や市民活動を分断させ、萎縮させる。

# 重要土地調査規制法(4)

## 問題点その3～立法事実等

- 事実上の強制的な土地収用ができる  
勧告や命令に従うとその土地の利用に著しい支障が生じる場合、総理大臣が買取りを求めることができるとされる。命令に従わなければ処罰されるとなれば、やむなく買取りに従わざるを得ないのだから、重要施設周辺等の土地・建物の事実上の強制収用といえる。  
cf. 「土地収用法」...土地収用事業の対象に軍事目的を含めていない。
- 不服申立ての手段がない  
法案には、指定や勧告・命令に対する不服申立て手段は定められていない。
- 立法事実はあるか？  
法案の提出に至ったきっかけは、外国人による基地周辺や国境離島での土地取得に規制を求める自治体議員や自民党議員の要望。しかし、外国人の土地取得によって基地機能が阻害された事実（立法事実）は存在しない。

# 戦争の有無にかかわらず戦時体制づくり

## ○ **マイナンバー法 + 秘密保護法 + 共謀罪法 + デジタル監視法 + 重要土地調査規制法**

市民を日常からアナログ的に/デジタル的に、監視する法的根拠と手段が整備された。

実際に特定の市民を日常からアナログ的に/デジタル的に、監視しているかはさほど重要ではない。

## ○ **北村 滋『情報と国家—憲政史上最長の政権を支えたインテリジェンスの原点』（中央公論新社）より**

警備公安畑の警察官僚。2011年12月～2019年9月 内閣情報官。  
2019年9月～2021年7月 国家安全保障局長。

一連の法律の推進力だったとされる。

警察を国家警察としての再興させ、内閣に置かれるデジタル庁をハブとして、同じく内閣に置かれる内閣情報調査室、土地規制法に基づいて内閣府に置かれる情報分析機関、さらに公安警察組織、今後設置される予定とされる警察庁サイバー局サイバー直轄隊等と連携した、中央国家情報機関 = JCIA の設立を目指している (?)

# 私たちに託されている未来

## ○ **日本国憲法97条**

「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」

- ・ 労働組合 犯罪→黙認→権利
- ・ 「黒人専用車両」の廃止
- ・ 女性の参政権

# 私たちに託されている未来

## ○ **日本国憲法12条**

「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。」



権利を使い続け、将来の世代に渡す  
現在の私たちに未来が託されている

息苦しい世の中の空気を換えよう！

# 私たちにできること

- **日常の会話**  
「こんなニュースあったけど、どう思う？」
- **がんばっているメディアを応援**  
「あの記事/番組よかった！」ハガキ、メール
- **がんばってる議員を応援**
- **イベントを企画**  
憲法カフェ、自分たちでやる勉強会、フェス等
- **アピールグッズ**
- **街角に出てみる**  
デモに参加、自分たちで小さなパレードをやってみる